

1 計画策定の背景

日本の戦後の社会福祉は昭和26年に制定された「社会福祉事業法」に基づき、行政による措置という形でサービスが提供されてきました。しかし、少子高齢化・経済状況のひっ迫、そして何より人々の福祉ニーズの多様化により、公的サービスだけでは対応できない状況となり、政府は社会福祉の基礎構造改革を行い、平成12年には同法が「社会福祉法」へと改正され、その中で、公的福祉のさらなる充実とともに「共助」といった地域福祉の概念が取り入れられました。

さらに、3・11の東日本大震災等に見られるように、地域住民による互助活動や災害時における地域での支援活動の重要性が再認識されるようになりました。また、平常時においても、産業構造の変化の中での生活不安やコミュニティ機能の喪失等から、精神的不安・引きこもり・虐待・DV・高齢者の行方不明・ホームレス・孤立死・自殺等のさまざまな社会問題が起こっています。

個人や家庭の抱える複合的課題などへの包括的な支援を行っていくため、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会*」が求められています。こうした中、地域共生社会の考え方が社会福祉法にも位置付けられ、地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定が努力義務化されました。

本市では、平成13年度から福祉コミュニティ*の充実を図るため、地域ケアシステム*の構築に取り組んできました。地域住民それぞれが主役となり地域の活性化に向けた様々な活動によって、地域の支えあい助け合いは、確実に広がってきています。

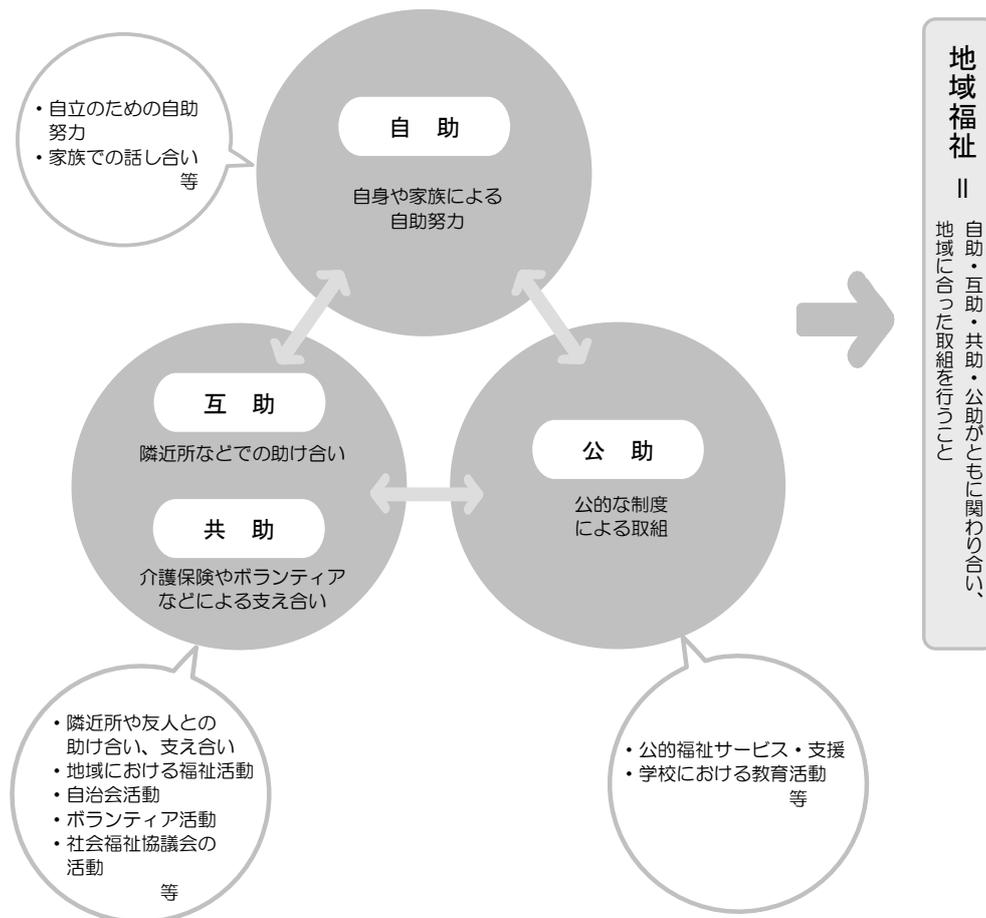
今後ますます加速する少子高齢化に対して、地域コミュニティの醸成や地域住民による支え合い体制を構築し、子どもから高齢者までの全ての市民が安心していきいきと暮らせるまちづくりを実現するため、本市の社会環境の変化や福祉施策の課題等を踏まえ、これまでの地域福祉計画を見直し、新たに「第4期市川市地域福祉計画」を策定するものです。

2 地域福祉とは

地域福祉とは、地域住民や福祉活動を展開する団体、事業者と行政が協働して地域の福祉課題の解決に取り組み、住民共通の願いである「だれもが安心して暮らし続けることのできる地域づくり」を進めることです。

地域福祉は、地域に住む一人ひとりが自立するための努力（自助）、地域に住む人が協力して行う日常的な生活援助活動（互助・共助）、行政が責任をもつ公的福祉サービス・支援等の取組（公助）がそれぞれの役割を分担し、互いに連動しながら全体としてまとまった機能を発揮させることにより、はじめて実現することができます。

国の地域包括ケアシステム*に係る資料においては、「自助」、「互助」、「共助」、「公助」の4区分で示されていますが、「互助」も「共助」も相互に支え合っているという観点で共通しており、一体性があると考えられるため、本計画では「互助・共助」として記載しています。



3 地域福祉計画とは

「地域福祉計画」は社会福祉法第 107 条に規定された法定計画であり、地域福祉の推進に関わる事項を一体的に定める計画として策定し、その内容を公表することが定められています。

本市には、人口の高齢化や少子化等の社会変化によりもたらされるさまざまな地域課題があります。その中では、高齢者や障害者、子ども等の福祉課題が主要な課題となっています。また、地域社会とつながりが薄い世帯等が増えつつあることについても、地域社会を維持し生活の秩序を保つための福祉課題として捉えています。それらの課題に対応するための仕組みを市民や団体と行政とが協働してつくりあげるとともに、市民が「サービスの受け手」にとどまらず、地域の課題の解決に主体的に参画することで、よりよい地域社会に変えていくことを目指して地域福祉計画を策定してきました。

このような取組を市内各地域の特性に即して進め、市民の誰もが安心して住み慣れた地域で暮らし続けることのできる福祉のまちづくりを実現するため、平成 14 年度策定の「市川市地域福祉計画（基本計画）」では次のとおり基本理念を定めました。

市川市地域福祉計画の基本理念

「だれもが住み慣れた地域で自立した生活を送るとともに、自らも参画し、安心して暮らすことのできるまちをつくる」



第4期市川市地域福祉計画においても、市川市地域福祉計画（基本計画）に掲げた基本理念の実現を目指し、これまでの取組を引き続き発展させながら、地域福祉の推進を目指します。

また、第3期計画の策定以降、以下の概要のとおり、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進のための社会福祉法の改正、生活困窮者自立支援*方策に係る厚生労働省社会・援護局長通知の発出がなされており、第4期計画の策定においては、これらを踏まえた計画を策定します。

法改正、通知の概要

(1) 社会福祉法の改正（平成29年6月2日公布）

ア. 市町村は、地域住民等・支援関係機関による地域生活課題の解決を包括的に支援する体制を整備するよう努めることとされた。（第106条の3関係）

＜具体的な事業の例示＞

○地域活動への参加促進支援 ○地域活動拠点の整備

○地域住民等に対する研修の実施 ○身近な相談支援体制の整備

○地域生活課題解決のための支援関係機関の連携体制の整備

イ. 市町村地域福祉計画の記載事項が2項目追加された。（第107条関係）

○地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

○第106条の3の包括的な支援体制の整備に関する事項

(2) 厚生労働省社会・援護局長通知（平成26年3月27日付）

市町村地域福祉計画に、生活困窮者自立支援方策を盛り込むこととされた。

社会福祉法（一部抜粋）

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- (1) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
 - (2) 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
 - (3) 生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業
- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - (5) 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要がある認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

4 計画の位置付け

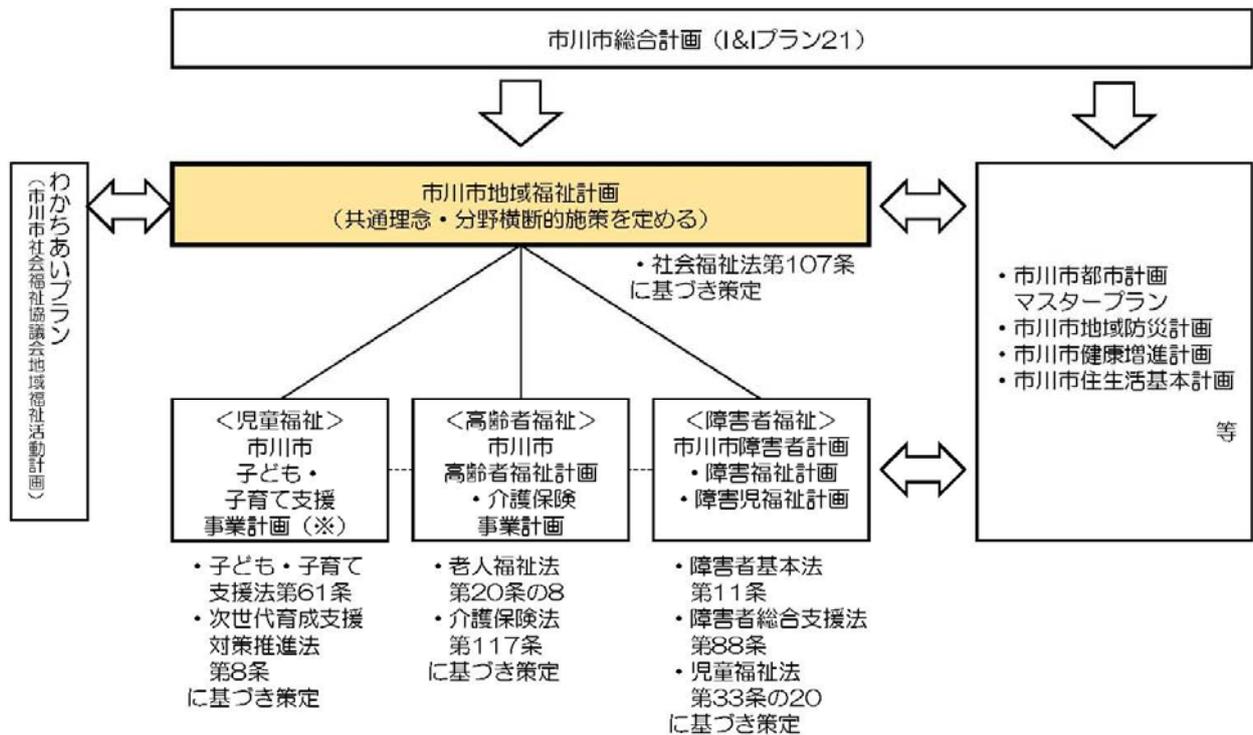
「第4期市川市地域福祉計画」は、市川市総合計画（I&Iプラン21）における基本理念や基本目標、施策の方向を踏まえ、地域における福祉施策を総合的に推進するもので、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画です。

地域福祉を推進する上で、高齢者、障害者、子ども等、福祉に関する個別計画に共通する理念・方向性を定めるとともに、福祉分野横断的な施策を定める計画として機能することが期待されています。あわせて、「市川市都市計画マスタープラン」「市川市地域防災計画」等、他の部門で策定された個別計画で捉えられている課題をも福祉の視点から横断的に捉えることができる計画です。

いずれの個別計画も「市川市総合計画（I&Iプラン21）」の実現に向けた基本理念は一致していますので、本市の地域福祉向上のため、各計画と連携を図りながら本計画を推進していきます。

なお、個別計画が策定されている単独の分野に係る事業については、目標設定や進行管理等は当該個別計画に委ねることとします。

地域福祉計画と関連する諸計画の位置づけ



※市川市子ども・子育て支援事業計画は、児童福祉分野だけではなく、幼児教育等も含めた「子ども・子育て支援」の取り組みを定めているため、市川市地域福祉計画の範囲を超える部分もあります。

◆市川市総合計画（I & I プラン 21）

「基本構想」「基本計画」及び「実施計画」により構成され、本市の目指すべき将来都市像と基本目標及び施策の基本的な方向を定める計画です。目標年度は、21世紀の第1・四半世紀（概ね2025年：平成37年）としています。

◆市川市子ども・子育て支援事業計画

地域社会が一体となって「市川っ子」を育てていくという考えのもと、「子どもが育ち、子どもを育て合うまちづくり」を目指す計画です。

◆市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

「個人としての尊厳が保たれ、その人らしく自立した生活を送ることができる安心と共生のまち いちかわ」を基本理念とし、本市の地域包括ケアシステムを推進する計画です。

◆市川市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画

すべての場面における障害のある人の参加の権利を確保し、一人ひとりが地域社会の一員としての役割を担うことのできる社会づくりを推進するため、「このまちで共に生きる」を理念として定める計画です。

◆市川市都市計画マスタープラン

市川市総合計画に示された将来都市像「ともに築く自然とやさしさがあふれる文化のまち いちかわ」を具体化していくための基本的な方針を定める計画です。

◆市川市地域防災計画

市川市域に係る災害に対し、市・防災関係機関・市民・事業者が、それぞれに持つ力を出し合って、地域及び市民の生命・身体・財産を守ることを目的として、市川市防災会議が作成する計画です。

◆市川市健康増進計画

高齢化が進む中、生活習慣病の特性や、運動、食事、禁煙など生活習慣改善の重要性を理解し、子どもの時から生涯を通じ、健やかで心豊かに生活できる「誰もが健康なまち」をつくるための取組を定める計画です。

◆市川市住生活基本計画

「安全で安心して住みつけられる いちかわの住まい」を基本理念とする、市川市の住まいづくりの指針となる計画です。

5 計画の特徴

地域福祉を推進するためには、「地域住民が主役」であることを基本とし、「自助」「互助・共助」「公助」の連携、協働のもと、地域課題の解決に向け、取組を進めていくことが重要です。

本計画は、市川市社会福祉協議会が策定した「わかちあいプラン（地域福祉活動計画）」及び、その中で地域が中心となって策定した地区別計画との連携のもと、地域課題を把握し、地域住民とともに解決に向けた検討を行い、事業の展開に反映させていく、いわゆる「ボトムアップ」形式の計画としています。そして、福祉分野の各個別計画をつなぎ分野横断的な施策を一体的に進めるという役割と合わせ、国が推進する「我が事・丸ごと」の考え方と合致するものとなっています。

本市では、地域課題を把握し、解決に向けた検討を行う場として「地区推進会議*」を設置していますが、今期より、この「地区推進会議」を、これまで設定されていた3つの基幹福祉圏*から、実際の地域活動の単位である小域福祉圏*（14地区）に直接焦点を当てるものに変更します。より地域特性を踏まえた取組が行えるよう、小域福祉圏（14地区）ごとの地域課題を、本市が行政課題として受けとめ、地域住民と共有したうえで、ともに解決に向けた取組を進めることとしており、機能強化を図っています。

コラム 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、住民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を使命とする公共性・公益性の高い民間の非営利の団体（社会福祉法人）です。地域社会において、保健や福祉に関する問題から地域におけるさまざまな生活課題に至るまでの諸問題の解決を、住民参加による自主的かつ主体的な福祉活動や行政との協働によって目指しています。

社会福祉協議会は全国すべての市区町村、都道府県ごとに設置されており、全国組織として全国社会福祉協議会があります。本市には、市川市社会福祉協議会が置かれています。

【社会福祉協議会と市との連携、関わりについて】

社会福祉協議会は民間の団体ですが、社会福祉法で地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として規定されており、社会福祉協議会の役割は行政（市）の施策目標である住民参加による地域づくりと軌を一にしています。

このことを背景として、社会福祉協議会は行政から地域福祉の推進に関する事業を受託したり、補助金を受けて公益性のある多くの事業を行っています。加えて、社会福祉協議会は民間団体であるということを活かし、住民、NPO、ボランティア団体、民生委員・児童委員*、自治会、地区社会福祉協議会*、福祉施設等の各種団体や機関の参加と協力のもとに、行政との連携や調整を図りながら地域の課題を解決しようとする特徴を持っています。

コラム わかちあいプランとは

わかちあいプランは、市川市社会福祉協議会が地域福祉を推進するために策定する計画であり、各地区社会福祉協議会の活動を基盤として、すべての住民が生涯にわたり豊かに、自分らしく、そして、安心して暮らすことができる地域社会をつくるための計画です。本市の地域福祉計画が、地域福祉を推進する上での自助、互助・共助、公助の役割を明確化しているのに対して、わかちあいプランは、地域における新たな支え合いである互助・共助を基調にすえて住民自らが目標を定めています。

※資料編「4. わかちあいプランの概要」(139~140 ページ) 参照

6 計画期間

第3期市川市地域福祉計画の計画期間は5年間としていましたが、関連性が大きい第7期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画、第3次いちかわハートフルプランの計画期間がいずれも3年間となっていることから、

- ・両計画と周期をそろえPDCAサイクルを合わせることが望ましいこと
- ・福祉分野の各計画の上位計画としての位置づけや、地域づくり・住民の意識醸成といった短期間では効果がでにくい施策が中心的なテーマになっていること

を勘案し、第4期市川市地域福祉計画の計画期間は、平成30年度から平成35年度までの6年間とします。ただし、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて、平成32年度に後半3年間分について見直しを行います。

年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
市川市総合計画	基本構想（13年度～37年度）															
	基本計画 （13年度～37年度）			基本計画（23年度～32年度）												
市川市地域福祉計画	第2期地域福祉計画 （20年度～24年度）				第3期地域福祉計画 （25年度～29年度）				第4期地域福祉計画 （30年度～35年度）							
市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	第3期	第4期	第5期		第6期		第7期									
市川市子ども・子育て支援事業計画									第1期							
市川市健康増進計画 健康いちかわ21	第1次						第2次									
市川市障害者計画 （基本計画）											第3次いちかわハートフルプラン					
市川市障害者計画 （実施計画）			いちかわハートフルプラン		第2次		第3次		第2次いちかわハートフルプラン							
市川市障害福祉計画	第1期	第2期	第3期	第4期		第5期										
市川市障害児福祉計画											第1期					
【参考】 わかちあいプラン （市川市社会福祉協議会地域福祉活動計画）	第1期	第2期	第3期				第4期									